

令和7年度産業廃棄物実態調査仕様書

1 調査の目的

社会活動に伴って必然的に発生する産業廃棄物を適正に処理することは、県民の生活環境を保全し、快適な生活と健康を確保する上で、また、本県産業の健全な発展を図る上からも極めて重要な課題である。

本県においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）に基づき、令和4年3月に策定した「第5次岡山県廃棄物処理計画」により、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理の観点から、循環型社会の構築を推進してきたところである。

本調査は、令和8年度に「岡山県廃棄物処理計画」の見直しを図るため、県内に所在する事業所を調査対象とし、これらの事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出、処理状況の実態を把握することによって、本県における産業廃棄物適正処理対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3 業務内容

対象とする調査期間に発生し、処理された産業廃棄物の状況について、調査対象業種の事業所のうち一定の条件により抽出した事業所に対し、アンケート調査を行い、その結果を集計し、活動量から県内の各地域の処理状況について拡大推計を行うとともに、過去の処理状況を踏まえ、将来の処理状況を予測し、これらの結果を報告書に取りまとめる。

また、調査に当たっては、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版」（平成22年4月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に準拠し実施する。

(1) 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間（令和6年度）

(2) 調査対象産業廃棄物

別紙1のとおり

(3) 調査対象業種

別紙2のとおり

(4) 調査対象地域

岡山県全域とし、県内を5地域（各県民局管内（岡山市、倉敷市を除く。）、岡山市、倉敷市）に区分する。

(5) アンケート調査等方法

① 抽出方法

最新の事業所情報（経済センサス基礎調査（総務省統計局）等）を参照し、次の条件に留意しながら、5,000事業所程度を抽出し、アンケート調査を行う（目標回収率：60%程度）。

なお、④に示す文献により調査可能な業種については、アンケート調査を行う必要はない。

(ア) 階層区分を従業員規模により、1～29人、30～99人、100～299人、300人以上の4階層区分とする。

(イ) 原則として従業者数が5人以上の事業所とする。

(ウ) 下記に該当する事業所については全数抽出とする。

・従業者数が30人以上

・電気業、ガス業、上水道業、下水道業

・階層（従業者規模）別、業種別に5事業所以下の場合

② 調査項目

ア 事業所及び工事の概要

(ア) 事業所の概要

事業所名、所在地、電話番号、記入年月日、代表者、記入者部課氏名、事業内容等

(イ) 工事の概要（建設業のみ）

工事件数、工事内容等

イ 事業活動業指標

製造品出荷額等、元請完成工事高、従業者数など

ウ 発生量

調査対象廃棄物の種類ごとの発生量

エ 排出量

調査対象産業廃棄物の種類ごとの排出量

オ 自己中間処理状況（工事現場内を含む。）

処理方法ごとの中間処理量と処理後量

処理方法の区分：焼却、脱水、乾燥、切断、破碎、選別、圧縮、中和、コンクリート固型化、油水分離、溶融、堆肥化、その他

カ 処分状況

再生利用及び集積・保管も処分と仮定し、その処分先を次のとおり分類し、その処分先と処分量を調査すること。

なお、(ア)～(ウ)及び(オ)については中間処理施設及び埋立処分地の所在市郡名、(エ)については積み出し港の所在市郡名、(カ)～(ケ)については相手先の所在地（市町村名まで）も併せて調査する。

(ア) 自社の埋立処分地

(イ) 処理業者等で中間処理

(ウ) 処理業者等の埋立処分地

(エ) 海洋投入

(オ) 自治体で処理・処分

(カ) 売却

(キ) 自社での再（生）利用

(ク) 無償供与及び業者等が再生利用

(ケ) その他（保管等） 等

キ 事業所意識

産業廃棄物の発生及び処理・処分に関する事業所意識について、次の項目等について調査する。

(ア) 困窮状況について

(イ) 発生量及び排出量の将来見通し（5年後）

(ウ) 循環的利用状況（現状と課題）について

(エ) 廃棄物関連施策に対する意見について

③調査票の設計、印刷等

②の各調査項目を勘案し、受託者が調査票を業種毎に設計する。記載内容について県の確認を受けた後に、印刷し、調査対象事業者に郵送するものとする。

調査票については、県の作成する当調査に係るホームページから調査対象事業者がダウンロードできるようにするため、電子ファイルを県に提出すること。また、調査対象事業者が電子メールでも質問や回答ができるよう、受信用の電子メールアドレスを用意すること。

④ 文献による調査

毎年度把握されている次の項目については、既存資料（最新のもの）による調査とすることができる。なお、その他に文献による調査が可能なものがある場合は、県と協議すること。

(ア) 畜産農業からの動物のふん尿

(例：畜種別の飼養頭羽数及びふん尿の排出原単位から年間の動物のふん

尿量を算出する。)

(イ) 畜産農業からの動物の死体

(例：畜種別の家畜共済加入頭数及び死亡廃用事故頭数から算出した死亡率を基に、畜種別の死体原単位から年間の動物の死体量を算出する。)

(6) 集計及び推計

① 集計及び推計項目

本調査の目的を満足させるデータとして、次の項目を必要データと定め、これを把握可能なフレームにより業種別、種類別等に集計及び推計を行う。

- ア 産業廃棄物の発生量
- イ 産業廃棄物の発生から処分までの流れ
- ウ 産業廃棄物の地域間移動状況

② 集計及び推計方法

拡大推計及び将来推計は、原単位法により、別紙3のフロー図が各調査項目に対して、完成される内訳とする。

調査対象全体の発生量の推定方法

$$W' = W \times O' / O$$

W' : 令和6年度の推計産業廃棄物量

W : 標本に基づく集計産廃棄物量

O' : 最新年度の母集団の活動量指標

O : 標本に基づく集計活動量指標

また、推計結果を精査するために、過去の本県で行われた調査データ及び環境省作成の「産業廃棄物排出・処理実態報告書」等の情報と妥当性の確認を行うこと。

③ 当方より提供する資料との整合確認及び集計

本業務の実施に際し、必要と思われる県が保有する次の資料等について貸与する。データの集計に当たっては、(ア)及び(イ)の情報を必要に応じ用いるほか、この情報と調査結果を比較し、乖離のないよう確認するとともに、(ア)については、指定様式(別添)に集計すること。

(ア) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施状況報告書

(イ) 産業廃棄物処分業の処分実績報告書

(7) 将来予測

将来予測は、令和7年度、令和12年度及び令和17年度の種類別、業種別の発生量及び排出量等について行う。

なお、予測条件としては、「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、調査時点の産業廃棄物の発生量と各活動指標の関係は不変」と仮定し、原単位と経年データを用いて算出した将来の活動量指標より算出する。

(8) 調査結果の取りまとめ

調査結果は、産業廃棄物処理計画の策定等に必要とされる次の項目について報告書として取りまとめる。

- ① 産業廃棄物の発生量、排出量の現状推計と将来予測
- ② 産業廃棄物の発生から処分までの処理の流れ
- ③ ①及び②の内容を地域別、業種別等で区分した状況
- ④ 廃棄物処理計画で設定した産業廃棄物数値目標の達成状況
- ⑤ ごみゼロガイドラインで設定した目標の達成状況
- ⑥ その他必要事項

4 作業計画

受託者は、契約後速やかに次に掲げる事項を明らかにした作業計画を県に提出し、承

諾を得ること。

- ア 作業分担及び責任者、氏名・経歴
- イ 作業工程、作業計画
- ウ その他必要な事項

5 資料等の貸与及び返還

本業務の実施に際し、受託者が必要と申し出た資料等を貸与する。なお、受託者が資料等の貸与を受ける場合は、事前にそのリストを作成し提出すること。

貸与された資料等については、本業務完了後直ちに返却すること。

6 成果品

次の成果品を契約期限までに作成し、県へ納品すること。

- ア 調査報告書（冊子）本編 100部
- イ 調査報告書（冊子）概要版 100部
- ウ 上記の電子データ（CD-R） 3部

（形式はWORD、EXCEL、PDF及びJPEG形式とし、報告書で使用したグラフ、図表等を含む。）

7 その他

- (1) 受託者は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務から知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、業務中間時に中間報告書を県に提出するとともに、業務実施期間中に業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。
- (4) 本業務の目的達成のために必要な資料収集、調査、協議及び説明会等は、受託者の責任において実施すること。
- (5) 調査の精度を確保するため、受託者はフリーダイヤル等を開設し、アンケート調査対象事業者からの質問を受けるとともに、期限までに回答のない事業者に対しては、必要に応じて督促等を行うこと。
- (6) 業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、県の指示を受けるものとする。
- (7) 本業務の進行については、電話、電子メールなどによって概ね月1回県と調整し、県の指示を受け調査等作業を進めるものとする。
- (8) 業務完了後、受託者の責任の帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、その他必要な措置を受託者の負担によって行うものとする。

【調査対象廃棄物】

調査の対象廃棄物は次表のとおりとする。

また、汚泥、廃油、廃プラスチック類、鉱さい及びがれき類等については性状、燃え殻及びばいじんについては発生由来（燃原料由来・廃棄物由来）による等、必要に応じて細区分する。

なお、病院からの廃棄物は産業廃棄物、一般廃棄物の区分にかかわらず、医療廃棄物として調査する。

(1) 産業廃棄物

番号	種類	細区分
1	燃え殻	
2	汚泥	有機性汚泥、無機性汚泥
3	廃油	一般廃油、廃溶剤、固形油、油泥、油付着物
4	廃酸	
5	廃アルカリ	
6	廃プラスチック類	廃プラスチック、廃タイヤ
7	紙くず	
8	木くず	
9	繊維くず	
10	動植物性残さ	
11	動物系固形不要物	
12	ゴムくず	
13	金属くず	
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
15	鉱さい	廃砂、炉さい、鉱さい類
16	がれき類	コンクリート片、廃アスファルト、その他
17	ばいじん	
18	動物のふん尿	
19	動物の死体	
20	水銀廃棄物（水銀使用製品廃棄物、水銀含有ばいじん等）	
21	以上の廃棄物を処分するために処理したもの	

(2) 特別管理産業廃棄物

番号	種類
1	廃油（揮発性油、灯油類、軽油類）
2	廃酸（pH2.0以下のもの）
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
4	感染性産業廃棄物
5	廃石綿等
6	特定有害産業廃棄物（廃石綿等を除く）
7	廃水銀等

【調査対象業種】

日本標準産業分類（令和5年7月改訂：総務省）の分類により、産業廃棄物の主な発生源となっている次表の業種を対象とする。中分類に記載があり、小分類に記載がないものは、中分類に該当する全ての小分類が該当する業種を対象とする。

大分類	中分類	小分類、細分類
A 農業・林業	01 農業	011 耕種農業 012 畜産農業
	02 林業	
B 漁業	03 漁業	
	04 水産養殖業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	
D 建設業	06 総合工事業	
	07 職別工事業	
	08 設備工事業	
E 製造業	09 食料品製造業	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
	11 繊維工業	
	12 木材・木製品製造業	
	13 家具・装備品製造業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
	15 印刷・同関連業	
	16 化学工業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	
	18 プラスチック製品製造業	
	19 ゴム製品製造業	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
	21 窯業・土石製品製造業	
	22 鉄鋼業	
	23 非鉄金属製造業	
	24 金属製品製造業	
	25 はん用機械器具製造業	
	26 生産用機械器具製造業	
	27 業務用機械器具製造業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業		
31 輸送用機械器具製造業		
32 その他の製造業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	
	34 ガス業	
	35 熱供給業	
	36 水道業	361 上水道業 363 下水道業
G 情報通信業	37 通信業	
	38 放送業	
	39 情報サービス業	
	40 インターネット付随サービス業	
	41 映像・音声・文字情報製作業	

H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業	
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 56 各種商品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業	591 自動車小売業 593 機械器具小売業 601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 605 燃料小売業
K 不動産業、物品賃貸業	70 物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 74 技術サービス業	746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業
P 医療・福祉	83 医療業	
R サービス業	89 自動車整備業 95 その他のサービス業	891 自動車整備業 952 と畜場
S 公務		

図1 発生量及び処理状況に関する流れ図

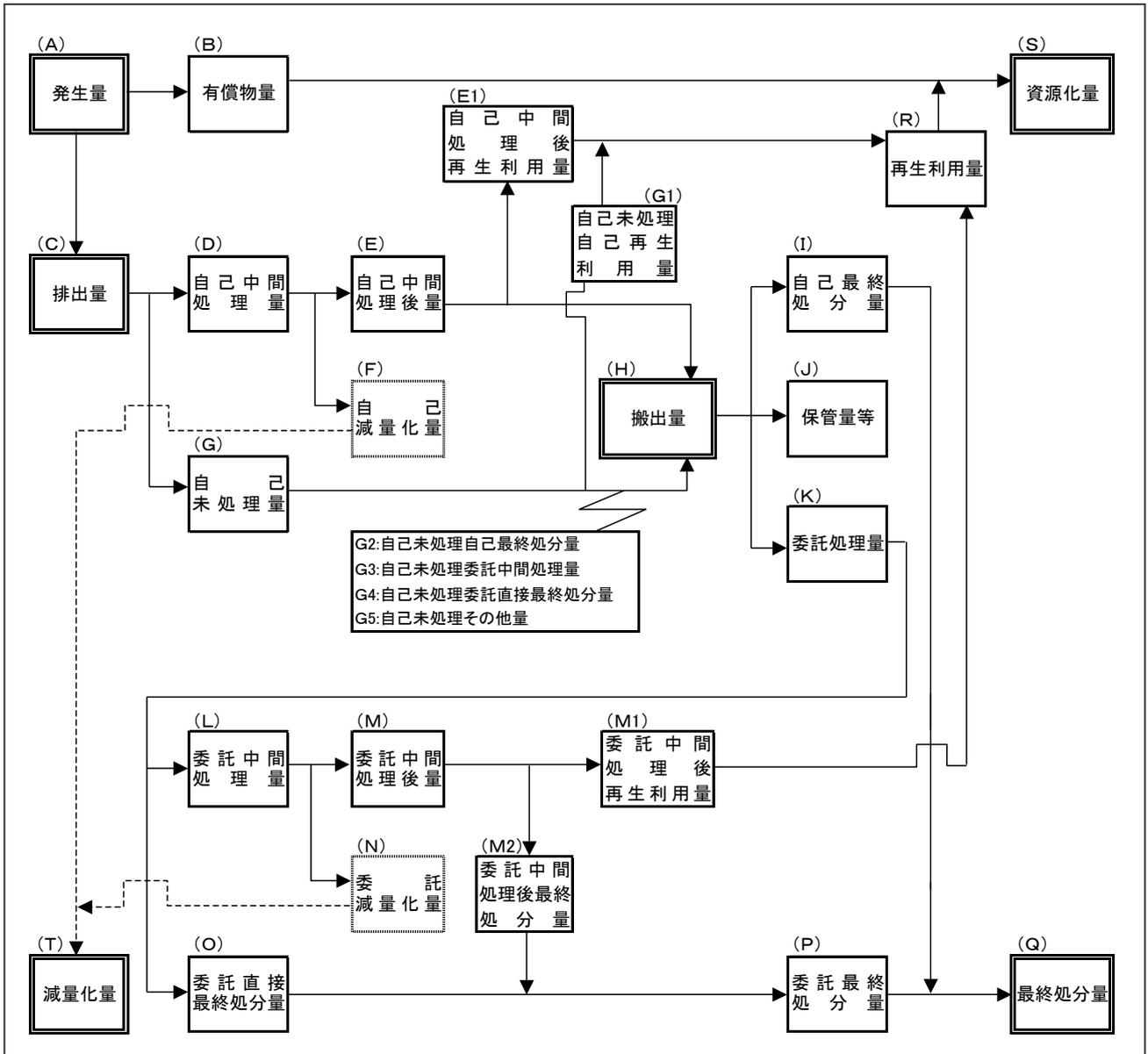


表 発生量及び処理状況の流れ図に関する用語の定義

項目	定義
(A) 発生量 (不要物等発生量)	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B) 有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
(C) 排出量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量。
(D) 自己中間処理量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で、処理前の量。
(E) 自己中間処理後量	(D) で中間処理された後の廃棄物量。
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F) 自己減量化量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量。
(G) 自己未処理量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2) 自己未処理自己最終処分量	(I) の自己最終処分のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	(L) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5) 自己未処理その他量	(J) のその量のうち、自己未処理でその他となった量。
(H) 搬出量	(I) の自己最終処分、(J) のその他、(K) の委託処理量の合計。
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量。
(J) その他量	保管されている量。又は、それ以外の量。
(K) 委託処理量	(E) の自己中間処理後量及び (G) の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量。
(L) 委託中間処理量	(K) の委託処理量のうち、処分業者等で中間処理された量。
(M) 委託中間処理後量	(L) で中間処理された後の廃棄物量。
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し、又は他者に有償で売却した量。
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
(N) 委託減量化量	(L) の委託中間処理量から (M) の委託中間処理後量を差し引いた量。
(O) 委託直接最終処分量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。
(R) 再生利用量	排出事業者、処理業者等で再生利用された量。
(S) 資源化量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計。
(T) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。

